2018年度府職労健康福祉支部緊急要求書への回答（平成30年８月７日）

第１の要求については、労使関係条例に従い、円滑な話し合いが行われるよう誠意をもって、今後とも対処してまいりたい。

第２の要求について、羽曳野食肉衛生検査所においては、業務量に見合った適正な人員配置に努めております。お示しのと畜頭数が多い日（概ね100頭以上の日）には、交代で昼休憩をとれるようにするなど、今後とも適正な勤務労働条件の確保等に努めてまいりたい。

第３の要求について、職員の年度途中退職等に対する代替措置については、職場の実態を踏まえ、必要に応じて非常勤職員を措置しているところ。こころの健康総合センターにおいては、４月末に年度途中退職があったことから、５月以降、非常勤職員を配置しているところであり、今後とも適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでまいりたい。

第４の要求については、全庁的な問題でありますので、関係課に伝えてまいりたい。